



保 警 救 第 38 号
平成 30 年 6 月 22 日

国土交通省事務次官 殿

海上保安庁長官



「青い羽根募金活動」に対する協力依頼について

平素より海上保安業務に格段の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、標記につきまして、公益社団法人日本水難救済会が行います本募金活動は、海で遭難された人々の救助をボランティアで行う救助員の活動を支援することを目的として、昭和 25 年から周年行っているのですが、例年、7 月 1 日から 8 月 31 日までを「青い羽根募金強調運動期間」とし、この募金活動を特に強化しているところです。

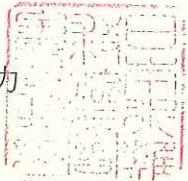
当庁におきましても、同会の水難救済事業が我が国沿岸海域における海難救助体制の一翼を担う重要なものと認識しており、趣意に賛同し、積極的に本募金活動に協力することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、趣意を御理解いただき、貴省庁及び地方支分部局並びに関係機関・団体の職員に周知していただく等、格別の御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

日水救第 88号
平成30年 6月13日

海上保安庁長官
中島 敏 殿

公益社団法人 日本水難救済会
会長 相原 力



「青い羽根募金活動」へのご協力のお願いについて

謹啓 初夏の候 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴庁におかれましては、平素から本会の事業の推進について格別のご指導とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今の海難の状況は、漁船海難に加えレジャー活動に伴う海難が多発しており、かつ、小型船舶による事故が全体の7割を超えることから、これら船舶事故の約9割は陸岸から12海里未満で発生していることから、沿岸部における救助体制の強化を官民一体となって効率的に推進することが求められています。

また、最近では、日本各地で甚大な被害を及ぼした異常気象等による自然災害も散発していることから、臨海地域や沿岸海域における災害救援体制の充実強化に寄せる地域の期待は大きいものがあります。

このような状況の中で、沿岸海域における国や地方自治体の公的な救助体制を補完する役割を担っている本会としては、より活発な水難救済事業を展開するため、貴庁のご指導の下、救難拠点の空白海域における救難所・同支所の整備強化を推進しており、平成29年度末では1,324カ所（前年度比+6）の救難所・支所が整備され、また、救難所員も約5万2千名と、沿岸部における海難救助体制は着実に整いつつあります。

これら組織による水難救済事業に支障を来たすことのないように救助資器材等の整備維持管理を充実するとともに、さらに体制の充実・強化を図らなければなりません。

このためには更なる資金の確保が急務であり、本会では、本年度も周年を通じて青い羽根募金活動を進め、特に7及び8月を「青い羽根募金強調運動期間」として全国的に活動を展開し、例年にも増して募金活動を強力に推し進め資金造成に努めることとしております。

つきましては、この事業の実施にあたりまして、誠に勝手ながら本年度も貴庁の絶大なご指導とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬白



青い羽根募金事業趣意書

海で遭難した人々の救助を行うボランティア活動を支援する団体、それが公益社団法人日本水難救済会（マリンレスキュー・ジャパン）です。

明治22年設立以来129年の間に救助した人命は196,867人、救助した船舶は40,134隻を数えています。（平成29年12月末現在）。

現在、全国津々浦々に設置された合計約1,300ヶ所の救難所・支所に所属しているボランティア救助員約5万2千人は、漁業や会社員などの職業を持った方々で、海難救助に向かう時は、身を危険にさらしながら人命救助を行っています。

公益社団法人日本水難救済会はこのようなボランティアを支援して、「海の犠牲者ゼロ」を目指して活動を続けている団体です。

海難救助は、厳しい条件の中で行われるため、安全かつ迅速な救助活動を行うことができるよう救助員は、常日頃から組織的な訓練を行うとともに、ライフジャケット、ロープ等の救助資機材の整備も必要です。さらに、救助船の燃料等も必要となります。

このため日本水難救済会は、その活動資金を確保するため毎年、青い羽根募金活動を行い、広く国民の皆様からのご寄附をお願いしております。

いただいた寄附金は部外の有識者にもご参画いただいている運営協議会の審議を経て、計画的かつ有意義に活用されています。

青い羽根募金活動は周年行われていますが、本年も**7月16日「海の日」**を中心に7、8月の2ヶ月間を強調運動期間として全国的に募金活動を展開いたします。

海の犠牲者の皆無を目指して活動している公益社団法人日本水難救済会の事業に深いご理解とご支援をお願い致します。

なお、公益社団法人日本水難救済会は、所得税法及び法人税法に基づく「特定公益増進法人」であることから、青い羽根募金は、個人では所得控除又は寄附金特別控除（税額控除）が、また、法人では損金算入が認められています。



好きです 海が
守ります あなたを 青い羽根

公益社団法人 日本水難救済会

会長 相原 力

